

要 約

奈良国立文化財研究所は、1959年以来毎年連続して、奈良市佐紀町にある特別史跡「平城宮跡」の発掘調査を実施しており、その成果を『平城宮発掘調査報告』I～VIとして刊行している。この報告書は、1962～1964年におこなった第10・11・13・20次調査 (Tab. 1, Fig. 3～6)、および、史跡の現状変更にとまなう小規模な2つの事前調査 (Fig. 7・8) の結果をまとめたものである (第I章)。*

第10・11・13・20次調査地域は、あい隣りあって東西300m、南北90mの細長い区域をなしており、平城宮東半部北端近く、すなわち宮域で最も高い部分 (標高73～74m) に位置する。本調査地域は、「第2次内裏」北面築地回廊の北に接しており、「第2次内裏」と密接に係る部分とみられる。そこで本調査地域を「内裏北外郭」とよび、築地回廊にかこまれた「内裏内郭」と対置する (第II章1)。最初に、調査回数ごとに調査経過の概要をのべ (第II章2)、調査日誌をかかげた (第II章3)。

遺構各論に先だて、まず遺跡の種類と数とをかかげ若干の用語を整理した。主な遺構には、建物59 (掘立柱建物53、礎石建物6、掘立柱建物を礎石建物に改造したもの1)・塀18・築地5・回廊1・溝25・井戸2・土壇22がある (第III章1A)。ついで建物規模・柱間寸法の数値の求め方 (第III章1B)、土層 (同1C) にかんして略述した。*

西・中・東区 本調査地域は、南北築地 SA 505と南北築地 SA 838 とによって、西区 (Fig.13)・中区・東区 (Fig.20) に大別でき、中区は南北塀 SA 630によって西半部 (Fig.15) と東半部 (Fig.17) とに細別できる。遺跡については、発掘調査回数別にではなく、この各区各部ごとにまとめる方針をとった。まず、SA 505ほかの区分けする遺構をとりあげ、また調査地域南端にある内裏北面築地回廊 SC 060 および東西塀 SA 486 をあつかった (第III章2A)。以下、西区 (同2B)、中区西半部 (同2C)、中区東半部 (同2D)、東区 (同2E) の遺構を、遺構番号順にかかげ、続いて、重複関係その他から明かな、遺構の相対年代を整理した (第III章3)。

市庭古墳 平城宮造営前、本調査地域には、現在の「平城天皇陵」を後円部とする全長250mの前方後円墳、すなわち市庭古墳 (5世紀) の前方部と周濠とが存在した (PL.33)。宮造営にあたっては、前方部の墳丘を破壊削平し、周濠を埋めて造成した上に建物をたてている (PL. 33, Fig. 9・10)。今回は墳丘・周濠部分を部分的に掘りさげ、前方部東南隅から東縁にかけての基底、外庭の一部、および葺石の状況 (PL. 34・35) を調査した (第III章4)。

木 簡 出土遺物を、木簡、瓦磚、土器、木製品、繊維製品、木炭の順で記述した (第IV章)。木簡のうち、東区の土壇 SK 820 出土木簡は総数1800点 (うち8割強は断片・削り屑) をこえ、兵衛の食料請求伝票、贄・調の付札、漢籍の習書、造営にかんする文書 (PL. 36～40) その他豊富な内容をもっている。これらについては別に報告を果している¹⁾ので、簡略にあつかうにとどめた。なおその後の調査によって接合し、『文選』李善注の習書と判明したもの [木簡番号696～764, 689～1170] を紹介した (第IV章1)。

軒 瓦 軒瓦は3399個体出土した。軒丸瓦31型式70種、軒平瓦25型式50種から成っており (PL. 41～

1) 『平城宮木簡一』(p. 55 注1) 参照。

43,別表2~4),このうち軒丸瓦6311A・B型式と軒平瓦6664D・F型式との組み合わせ,軒丸瓦6313・6314型式と軒平瓦6666A・6685A~D型式との組み合わせが代表的であって,これらはそれぞれ,出土軒丸瓦・軒平瓦総数の約50%を占めている。この2組が,「第2次内裏」においてもまた,代表的な軒瓦であることは注目に値する(第Ⅳ章2A)。その他,三彩鬼面鬼瓦・鬼身鬼瓦・鳳凰文鬼瓦(PL.44)があり(第Ⅳ章2B),さらに若干の文字瓦・緑釉瓦・文字磚(Fig.34)がある(第Ⅳ章2C)。

土器は主として土師器・須恵器から成っている。平城宮の土器は,製作技術・形態・法量等によって,現状で平城宮Ⅰ~Ⅶの7段階に大別できる。そして,共伴する木簡および藤原宮・長岡宮の土器との対比によって,各段階土器の絶対年代の一点をおよそ知ることができる(Tab.23)。本報告書であつかう土器のうち,東区の土壙SK820出土土器(PL.45~50)は,平城宮Ⅲの土器の代表例をなし,中区東半部の土壙SK2113・SK870出土土器(PL.51~53)は平城宮Ⅴの土器,東区の井戸SE715出土土器(PL.54)は平城宮Ⅶにぞくする(第Ⅳ章3A~H)。

施釉陶器はすくない。若干の三彩陶(PL.56-1)と緑釉陶(PL.56-4~7, Fig.41)がある(第Ⅳ章3I)。硯には,円面硯(圈足硯と蹄脚硯)・鳥形硯・宝珠硯(PL.55・56)がある(第Ⅳ章3J)。
* 墨書土器では,「内裏盛所」(PL.60-63),「鸚鵡鳥坏」(PL.58-4),「鳥食入器二□」・「鳥坏□」(PL.58-3),「醴大郎 炊女取不得 若取者竿五十」(PL.61-71)などを記したものがあり,種類は豊富である(第Ⅳ章3K)。そのほか,鳥の墨画(PL.57-1・2),鳥の刻画(PL.62-84)があり(第Ⅳ章3K・L),焼成後の土器に刻線紋を加えたもの(PL.62-85・86),灯火器がある(第Ⅳ章3M・N)。市庭古墳の埴輪についても概観した(第Ⅳ章O)。

* 木製品も,檜扇・櫛・糸巻など多種多様である(PL.63~75)。加工方法を分類整理した(第Ⅳ章4A)のち,SK820出土品(第Ⅳ章4B),SK2101ほか出土品(第Ⅳ章4C)に分けて記述した。縄等の繊維製品(PL.76)についても,平田善文による木炭にかんする研究成果をもあわせて紹介した(第Ⅳ章5)。

以上の事実記載に続いて考察をのべた(第Ⅴ章)。遺物にかんしては,まず平城宮の主要軒瓦の編年を概観し,本調査地域の出土軒瓦を代表する軒丸瓦6311A・B型式と軒平瓦6664D・F型式等の年代が,中区東半部の土壙SK2102における木簡伴出の事実によって,従来考えていたよりも古くなり,養老5(721)年ころにまでさかのぼる可能性も大きくなったことを指摘した(第Ⅴ章1)。つづいて平城宮Ⅰ~Ⅶ土器の絶対年代をどのように想定したかの根拠をかかげ,土器の変遷の概要をのべた(第Ⅴ章2)。

* 内裏北外郭官衙の造営期は第Ⅰ~Ⅲ期に大別され,第Ⅱ期は1~3小期に細別できる。第Ⅰ期には少数の建物が存在するにすぎない(Fig.53)。第Ⅱ-1期(Fig.55)・第Ⅱ-2期(Fig.56)・第Ⅱ-3期(Fig.57)の中区は,周囲に築地をめぐらし,西半部は廂付の中心建物と倉庫をおく主要部分,東半部は作業場・ごみすて場などをおく従属部分とする官衙をなしている。一部の建物をとりこわし,新築しておぎなうなど,部分的な改作を加えてはいるが,第Ⅱ期をつうじて官衙の移動・編成替えを考慮すべきような大きな建てかえはみとめられない。なお,第Ⅱ-1期には築地内を10尺方眼に地割して,これに従って整然と建物をたてている(Fig.54)。西区は建物がすくなく,独立した官衙を形成することはなかったとみられる。いっぽう東区は,せ

まい空間に密に建物がたち、また、つぎつぎに建てかえをくりかえしている。中区とは異なる官衙の存在が想定できる。

第Ⅲ期に入ると状況は一変する(Fig. 58)。中区の築地は撤去され、内裏北外郭地域には、廂付建物を中心とした2, 3棟から成る、西方・中央・東方建物群が存在し、それぞれ井戸と空間地とをそなえている(第Ⅴ章3A)。「第2次内裏」の時期は、かつて天平末年(749)以降と考
*
えた。しかし今回、それが聖武天皇即位を目標とする、養老5(721)年ころに始まる造営と考
えるようになった。こうして、第Ⅰ期は和銅元(708)年ころ、第Ⅱ—1期は養老5(721)年こ
ろ、第Ⅱ—2期は天平17(745)年ころ、第Ⅱ—3期は天平宝字5(761)年ころに、それぞれ始
まったものと推定し、また第Ⅲ期は平城上皇の年代(大同4~天長元, 809~824)ころと考えて
*
おきたい。なお、第Ⅱ期と第Ⅲ期とのおよそ十数年間、本地域は使用されていなかったと
みられる(第Ⅴ章3B)。

内裏北外郭 の空白期間

平安宮内裏 北辺と対比

平安宮においては、平安宮内裏北外郭に相当する部分に蘭林坊・桂芳坊・華芳坊とよばれる三坊がならんでいる。それらの性質を知るための文献資料(10世紀以降)を検討した。三坊は内裏の子備的役割を果たす施設であって、今回報告する平城宮内裏北外郭の性質と直接には関連し
*
そうにない(第Ⅴ章3C)。

官衙の性格

本調査地域に存在した可能性があると考えられる官衙としては、左兵衛府の詰所、宮内省の内膳司・園池司・采女司、中務省の内蔵寮・縫殿寮その他があげられる。

東区はせまく大規模な官衙が存在したとは考えられない。東区の土壌SK820出土の兵衛関係木簡の存在から、左兵衛府の詰所の存在を想定したい。SK820出土木簡は、中区に所在した官衙にも係るもの
*
と考える。そして贅の荷札がひじょうに多い(46点) 事実、中区東半部の土壌SK870で出土した「内裏盛所」の墨書土器の存在とともに、付近に内膳司が存在した可能性を考えさせる。SK820出土木簡にも内膳司にかんするものがあり、また機能的にそれと関わりの深い園池司・采女司等の名もみえる。こうして、中区に所在した可能性をもつ官衙としては、内膳司を第一にかかげ、密接な関連をもつ他の司とともに、共存したものと推定しておきたい(第Ⅴ章4A)。
*

官衙の終焉

第Ⅲ期の建物群は官衙ではなく、平城上皇の姻戚・臣下の住いかも知れない。「第2次内裏」地域では、第Ⅲ期以降の建物が40棟あり、重複関係からも平安時代にさらに何回かの建てかえがくりかえされたことが分り、新しい土器も豊富であるのに対して、本調査地域には第Ⅲ期に後続する時期の建物はみられず、また平城宮Ⅶより下る土器もみられない。これは、平城上皇の没後、遠からずこの地域が放棄され、田畑と化したことの反映であろう(第Ⅴ章4B)。